

瀬戸市個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 号

瀬戸市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年瀬戸市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで <省略> (5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項 <u>(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)</u> に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (6)から(9)まで <省略> (利用停止請求) 第 35 条 <省略> 2 何人も、第 26 条第 1 項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで <省略> (5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (6)から(9)まで <省略> (利用停止請求) 第 35 条 <省略> 2 何人も、第 26 条第 1 項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の

<p>停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p>	<p>停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p>
--	--

(瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項</p>

<p><u>関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</p>	<p>及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</p>
---	---

附 則

この条例は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。